

## 「郵送又は代理人による猟銃関係手続」について

平成27年11月1日から猟銃等に関する次の手続について、郵送又は代理人による申請等が可能になります。

手続前に、住所地を管轄する警察署へ必ず電話連絡してください。

### 1 猟銃等講習会（初心者講習・経験者講習）に関する事項

- 受講申込み
- 講習修了証明書の書換え又は再交付

### 2 技能講習に関する事項

- 受講申込み、技能講習通知書の受領
- 技能講習修了証明書の受領
- 技能講習修了証明書の書換え又は再交付

### 3 教習資格認定申請に関する事項

- 教習資格認定証の受領
- 教習資格認定証の書換え又は再交付
- 射撃教習用の猟銃用火薬類等譲受許可申請・許可証の受領

### 4 猟銃・空気銃所持許可証の受領（新規所持者のみ）

## 郵送による各種申請の手続方法

### 1 講習受講申込み

- ① 管轄の警察署へ電話で受講予約
- ② 受講申込書1部（写真貼付）、証紙納付書（県証紙貼付）を作成
- ③ 管轄警察署へ簡易書留で郵送

#### ※ 注意点

その1～猟銃等講習会申込みの場合

- 申込書は、「講習日5日前必着」を厳守
- 手数料は、経験者講習 3,000円、初心者講習 6,800円の県証紙が必要
- 初心者講習申込みの場合、講習用教材を配付するので、簡易書留分の切手を貼付した返信用封筒（A4）を同封

その2～技能講習申込みの場合

- 申込書は、「講習日14日前必着」を厳守
- 手数料は、12,300円の県証紙が必要
- 技能講習通知書を交付するので、簡易書留分の切手を貼付した返信用封筒を同封

### 2 修了証明書等の受領

各種修了証明書等の郵送を希望される方は、

- 教習資格認定証は、認定結果の電話連絡を受けた際
- 技能講習修了証明書は、合格した旨の電話連絡を受けた際
- 猟銃・空気銃所持許可証は、許可になった旨の電話連絡を受けた際に、「郵送を希望する」旨を伝え、簡易書留分の切手を貼付した返信用封筒を簡

簡易書留により郵送してください。

### 3 猟銃用火薬類等譲受許可申請と同許可証の受領（射撃教習に係るもののみ）

教習資格認定を受けられた方で、猟銃用火薬類等譲受許可申請の郵送手続きを希望する場合、警察署担当者から教習資格認定の電話連絡を受けた際に、「郵送手続きを希望する」旨を伝えてください。

秋田県教習射撃場協会（電話番号は警察署へ確認してください。）に対し、射撃教習の予約を行った上で、猟銃用火薬類等譲受許可申請書1通、証紙納付書(2,400円分の県証紙貼付)、簡易書留分の切手を貼付した返信用封筒を簡易書留により郵送してください。

#### ※ 注意点

この申請を郵送手続きとした場合、「教習資格認定証」は「猟銃用火薬類等譲受許可証」と一緒に交付されることとなります。

### 4 修了証明書等の書換え又は再交付

講習修了証明書、技能講習修了証明書、教習資格認定証の書換え又は再交付申請の郵送手続きを希望する場合、申請書1部、書換えの場合は住民票の写し及び当該証明書等、簡易書留分の切手を貼付した返信用封筒を簡易書留により郵送してください。

## 代理人による各種申請の手続方法

### 1 委任状の提出

代理人申請をする場合、「委任状」が必要となります。

### 2 代理人の身分確認

代理人として警察署の窓口へ来られた方の身分確認をします。

身分確認の方法としては、運転免許証、戸籍の謄本又は抄本（附票の写しが添付されているものに限る。）、住民票の写し、住民票の記載事項証明書、国民健康保険等の被保険者証、旅券等来訪された方が代理人本人であることを確認できる公的な身分証を提示していただき、窓口においてコピーをとらせていただきます。

## 注意事項

- 郵送は全て「簡易書留」での取扱いとなります。
- 各申請書等、証紙納付書、委任状は、県警ホームページでダウンロードできます。
- 県証紙や切手は過不足のないように注意してください。
- 申請書等の記載誤りや県証紙の金額に誤りがあった場合などは、来署して訂正していただきます。
- 受講予約や各種手続のご質問は、住所地を管轄する警察署の生活安全課へ開庁日の午前9時から午後5時までの間にお問合せください。

秋田県警察本部生活安全部生活安全企画課

018-863-1111